

ながさき地産地消推進ロゴマーク及びキャッチコピー 使用ガイドライン

このガイドラインは、ながさき地産地消推進ロゴマーク及びキャッチコピー（以下「ロゴマーク等」という。）を県民等が活用する場合のロゴマーク等の使用条件、使用方法等について定めるものです。

第1 ロゴマーク等の種類

使用できるロゴマーク等の種類は、別表のとおりとします。

第2 使用できる事業等

次のいずれかに該当するときは、ロゴマーク等の使用をすることができます。

- (1) 地産地消に関する講演会や研修会等で使用する時。
- (2) 地産地消の推進が見込まれ、県産農水産物がPRされると見込まれる広報、イベント等で使用する時。
- (3) 生産または製造する農水産物・加工食品の包装、容器及びパンフレット、ホームページ、名刺等で使用する時。
ただし、農水産物のパッケージ等への使用については、長崎県内で生産、水揚げ等されたもののみを使用対象とします。
また、加工食品のパッケージ等への使用については、主原材料（調味料を除く。）に県内産の農水産物が含まれているもののみを使用対象とします。
- (4) ながさき地産地消こだわりの店及び農林漁業体験民宿において使用する時。
- (5) その他に使用目的が適当であると県が認めるとき。

第3 ロゴマーク等の使用届出

1. ロゴマーク等の使用を希望する方は、「ながさき地産地消推進ロゴマーク及びキャッチコピー使用届出書」（様式第1号）に必要事項を記載して、長崎県農林部農山村対策室に提出してください。
2. 次のいずれかに該当するときは、ロゴマーク等の使用を届け出ることはできません。
 - (1) ロゴマーク等を指定されたバージョンに沿って使用しないとき、またはそのおそれがあると認めるとき。
ただし、印刷物等の仕様によっては、ロゴマーク等のイメージを損なわない範囲において、県と協議をして仕様を変更する場合は除きます。
 - (2) 公序良俗に反するとき。
 - (3) 地産地消運動の趣旨及びこの使用ガイドラインに反すると認められるとき。
 - (4) その他、県がロゴマーク等の使用について適当でないとして認めるとき。

第4 使用時の遵守事項

ロゴマーク等を使用する際は、次のことを守ってください。

- (1) 商品パッケージ等にロゴマーク等を使用する際には、当該商品の原材料に県産農水産物を使用していること等を表示する。
- (2) 使用に当たっては、県産農水産物のイメージアップが図られるよう、品質や内容等の向上を図る。

第5 使用料

ロゴマーク等の使用料は、無料とします。

第6 ロゴマーク等使用の取り止め

ロゴマーク等の使用者（以下「使用者」という。）が、ロゴマーク等の使用を取り止めた場合（使用期間のあるもので、期日の到来によるものは除く。）には、「ながさき地産地消推進ロゴマーク及びキャッチコピー使用廃止届」（様式第2号）に必要事項を記載して、長崎県農林部農山村対策室に届け出てください。

第7 ロゴマーク等使用の取り消し事由

1. 県は、次のいずれかに該当するときは、ロゴマーク等の使用を取り消すことがあります。
 - (1) 使用者がこのガイドラインに違反したとき。
 - (2) 申し込みの内容と異なるとき。
 - (3) 「第3 ロゴマーク等の使用届出」の2に掲げる項目のいずれかに該当するに至ったとき。
2. 県は、使用者が使用を取り消され、これによって使用者が損失を受けることがあっても、その補償の責任を負いません。

第8 使用責任

1. 使用者は、ロゴマーク等の使用に伴い事故、苦情等が発生した場合は、自らの責任をもって適切な措置を講じなければなりません。
2. 前に定める事故等については、県はその責任を負いません。

第9 ロゴマーク等使用情報等の公開

ロゴマーク等の使用を伴うイベントや商品等の情報を県のホームページで公開することがありますので、その場合は情報提供に協力してください。